

競争入札心得

(総 則)

第1条 恵庭市の発注に係る建設工事等の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

(入札保証金等)

第2条 入札参加者は、入札執行前に見積もった契約金額〔消費税及び地方消費税(以下消費税等という。)を含んだ額〕の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

(入 札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出(入札箱に投入)しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはなりません。

(代 理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面(委任状)を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者(委任者)と代理人の氏名(法人の場合は、その名称及び代表者氏名)を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 代理人は、2人以上の者の代理をすることはできません。

(入札書の書替え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書替え、引換え又は撤回することができません。

(無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの

入札

- (6) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 市長が積算内訳書の提出を求めたにもかかわらず、同封されていない入札
- (10) 入札書と積算内訳書の金額が一致しない入札
- (11) 積算内訳書の明細が所定のレベルまで記載されていない入札
- (12) 積算内訳書に記名押印がない入札
- (13) 積算内訳書に値引き表示のある入札
- (14) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (15) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (16) 入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札)

第9条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者で再度入札を実施します。入札回数は、当面原則3回までとします。ただし、予定価格の事前公表を実施した場合は、1回とします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者又は価格その他の条件が最も有利な者をもって入札した者（以下「最も有利な入札者」という。）を落札者とします。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留することを宣言し、低入札価格調査委員会で調査の実施を行い、落札者の決定及び通知をする。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(不落随意契約)

第11条 入札の結果、落札者がいない場合は、最低入札者と次に低い者2者程度を加えて競争見積契約を行う。

(最低価格の入札者又は最も有利な入札者を落札者とししない場合)

第12条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価

格の範囲内で最低の価格で入札した者又は最も有利な入札者を落札者としなない場合があります。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

(2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき

(入札保証金等の返還)

第13条 落札者が決定した場合、入札保証金又はこれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

(契約の締結)

第14条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

(入札保証金の帰属)

第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者が見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額の違約金を市に納付しなければなりません。

(契約保証金等)

第16条 契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき、又は保険会社に市を債務者とする公共工事履行保証証券を提出させたときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

2 前項の履行保証保険は、定額てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が工事の始期から引き渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 第1項の公共工事履行保証証券は、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されているものでなければなりません。

4 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。

5 契約保証金に代える担保として、銀行、市長の指定する金融機関又は保証事業会

社の保証を提供するときは、工期の完成期限までに生じる債務不履行が保証されることを証する書面を提出してください。

(入札保証金の充当)

第17条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充当することができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 契約担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者として指名された者は、入札の執行完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者と指名された者が入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前には、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡してください。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札執行者に連絡してください。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第20条 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。

(平成15年1月8日一部見直し、同日から実施する。)

(平成19年1月23日一部見直し、同日から実施する。ただし、第7条第9号から第12号までの規定は、平成19年4月1日より適用する。)

(平成23年2月1日一部見直し、同日から実施する。ただし、第7条第13号の規定は、平成23年4月1日以後に執行する入札から適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。)

(平成29年2月1日見直し、同日から実施する。ただし第10条及び第12条の規定は平成29年4月1日以後に公告する入札から適用し、同日前に執行する入札については、なお従前の例による。)